

「第42回全国中学生人権作文コンテスト三重県大会」実施要領

1 主 催

津地方法務局及び三重県人権擁護委員連合会

2 後 援

三重県教育委員会、中日新聞社、NHK津放送局、三重テレビ放送、伊勢新聞社

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施します。

4 応募規定

(1) 対 象

三重県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 応募原稿の枚数

400字詰原稿用紙5枚以内とします。題名、学校名、学年、氏名は初葉の所定欄に記載してください。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、題名、学校名、学年、氏名を除いて、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を添付してください。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意してください。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可。

(5) 応募の方法

各学校ごとに応募作品を取りまとめ、適宜の方法により、後記の作品応募先に提出願います。

5 応募締切日

令和5年9月15日（金）

6 審 査

別に定める方法によって行います。

7 入賞発表

令和5年12月頃

8 表 彰

賞は次のとおりとし、表彰状及び副賞を授与します。

◎最優秀賞（津地方法務局長賞、三重県人権擁護委員連合会長賞、三重県教育長賞）

9 そ の 他

- (1) 応募作品は、返却しません。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限ります。
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (4) 最優秀作品は、全国大会に推薦します。
- (5) 入賞作品については、一般に公表することを予定しています（作文集の発行、報道機関、法務局ホームページ、教材、地方公共団体の広報紙等）。
また、全国大会の優秀作品についても同様に一般公表が予定されています（全国大会作文集の発行、報道機関、法務省ホームページ、教材、地方公共団体の広報紙等）。
なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- ※ 不都合がある場合は、あらかじめ申出をしてください。また、応募後において、不都合が生じた場合にも申出をしてください。
- (6) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とします。
- (7) 主催団体の許可なく作品を転載・発表できないものとします。
- (8) 応募作品の個人情報については、本コンテストの目的以外での使用は一切いたしません。
- (9) お問い合わせは、作品の各応募先の法務局（課・支局）へお願いします。

応募先一覧

学校所在地	応 募 先
津市、鈴鹿市、亀山市	〒514-8503 津市丸之内26番8号 津地方法務局人権擁護課 TEL 059(228)4193
四日市市、三重郡	〒510-0068 四日市市三栄町4番21号 津地方法務局四日市支局 TEL 059(353)4365
伊勢市、鳥羽市、度会郡 志摩市	〒516-8503 伊勢市岡本一丁目1番13号 津地方法務局伊勢支局 TEL 0596(28)6158
松阪市、多気郡	〒515-8510 松阪市高町493番地6 津地方法務局松阪支局 TEL 0598(53)1501
桑名市、いなべ市、桑名郡 員弁郡	〒511-0912 桑名市星見ヶ丘一丁目101番地2 津地方法務局桑名支局 TEL 0594(32)5361
伊賀市、名張市	〒518-0007 伊賀市服部町三丁目117番地1 津地方法務局伊賀支局 TEL 0595(21)0804
熊野市、尾鷲市、南牟婁郡 北牟婁郡	〒519-4324 熊野市井戸町712番地1 津地方法務局熊野支局 TEL 0597(85)2310